



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 3151 号 2016.7.28 発行

福祉体験スクールが開校 小学5、6年生対象

佐賀新聞 2016年07月28日



体験スクールで、量販店の紙袋に手提げ用のひもを通す作業を一緒に行う子どもたち＝鳥栖市秋葉町のコスモス夢工房

鳥栖市内の小学5、6年生を対象にした福祉体験スクールが26日から開かれている。初日は市内の作業所での作業体験などをし、28日までの日程で防災講習や聴覚障害のある人、視覚障害があつて盲導犬と生活している人との交流などを行う。

鳥栖市社会福祉協議会が毎年開いている。29回目の今回は市内の全8小学校から44人が参加。初日はオリエンテーション後、2班に分かれて作業所を訪問

した。

このうち知的障害のある人らが通所している就労継続支援事業所「コスモス夢工房」には22人が訪れ、通所者から「きよしのズンドコ節」や「365日の紙飛行機」の太鼓演奏で歓迎を受けた。量販店の紙袋に手提げ用のひもを通す作業を一緒にしたり、太鼓の演奏とリズムダンスで交流したりした。

旭小5年の岸川遥人君（11）は先生から福祉についての話を聞き、「勉強になるかなと自分で考えて参加した」と話していた。

福祉の仕事、ツアーで学ぶ 中高生ら施設訪問 静岡

静岡新聞 2016年7月28日



施設利用者の助言を受けながら陶芸クラブの活動を体験した参加者＝静岡市清水区の障害者支援施設百花園

静岡県社会福祉人材センターは27日、中高生を対象に福祉の仕事について理解を深める「福祉のしごと学び体験ツアー」を静岡市で実施した。中高生や保護者36人が参加し、同市清水区の障害者支援施設「百花園」と特別養護老人ホーム「レジデンス花」を見学した。

参加者はJR静岡、清水の両駅からバスに乗り施設を訪問した。職員の案内で施設を回り「障害があつても自分らしい生活ができるように支えるのが福祉の仕事」と説明を受けた。利用者が取り組む陶芸クラブの活動も体験し、陶芸歴10年以上の利用者に助言を受けながら花瓶を作った。

同センターでは8月上旬に東部、西部地区でも同様のバスツアーを実施する。

高知市で藤岡弁護士が障害者支援法「65歳問題」について講演

高知新聞 2016年7月28日

障害福祉サービスを利用する障害者が65歳になると介護保険制度に組み込まれ、自己負担や利用抑制を迫られている「65歳問題」について、障害者自立支援法違憲訴訟全国弁護団事務局長の藤岡毅弁護士（54）＝横浜市＝が27日、高知市内で講演した。藤岡氏は「障害と加齢が重複すれば、より困難な事態に至るにもかかわらず、高齢障害者に過酷な条件が課せられる制度は根本的に考え直すべきだ」と訴えた。

障害者総合支援法は、65歳になると同様のサービスがある場合は介護保険を優先利用するよう定めている。このため自己負担が生じたり、サービスの質や量が制限されたりする例が出ている。

「高齢障害者に過酷な条件が課せられる制度は考え直すべきだ」と訴える藤岡毅弁護士（高知市のザ クラウンパレス新阪急高知）



介護保険に移行した際の自己負担を低所得者に限りゼロとする改正障害者総合支援法（2018年4月施行）が5月に成立したが、藤岡氏は「理念、目的、機能が違う介護保険と障害者福祉を接合することに無理がある」と抜本改革の必要性を強調。さらに「介護保険は支援のない状態を『自立』と捉え、支援がなくなることを目指している。障害者福祉の『自立』は公的介助を利用して障害者自らが社会参加することだ」と根本理念の違いを説いた。

藤岡氏はまた、「介護保険のような社会保険制度は、保険料負担ができない者には給付しないとの排除原理がある」と指摘。障害者の失業率が90%超という実態に触れ、「障害者福祉に保険原理を導入すれば、障害者の生存権や個人の尊厳が保障できない」と訴えた。

四国地区知的障害者関係施設長会議で講演した。

【お金の話】消費増税先送り 住宅税制の変更も延期 光田洋子（マネージャーナリスト）

東京新聞 2016年7月28日

税と社会保障の一体改革による消費税率10%への引き上げは、当初二〇一五年十月に行う予定でしたが、一七年四月に延期され、今年六月には一九年十月に再度延期されることが発表されました。

これによって、増税に合わせて予定されていた各種の税制や優遇制度の実施時期も、現在見直しが検討されています。中でも直近で注意したいのは、住宅取得時の消費税の経過措置などです。

予定通り来年四月に消費税が10%になる場合、今年九月までに契約を結べば、住宅の引き渡しが増税後でも経過措置により消費税は8%で済みます。そのためマンションや住宅の販売会社では九月までに購入や建築を勧める動きもありました。しかし増税が二年半延期になると、経過措置も増税時期の半年前である一九年四月までの契約に延期されます。住宅取得は慌てる必要がないでしょう。

住宅取得資金の贈与の特例も、非課税枠が最大三千万円になる契約時期がずれ、一九年四月からの一年間になります。それまで当面は一定の基準を満たす住宅は千二百万円、それ以外は七百万円の現行制度が維持される見込みです。

条件を満たす住宅を購入すると、年収に応じてもらえる「すまい給付金」も、10%の税率が適用されると最大五十万円にアップしますが、それまでは最大三十万円のままです。すまい給付金と現行の住宅ローン控除は一九年六月までの予定でしたが、二年半の延長も検討されています。自動車取得税は消費税率10%の引き上げに合わせて廃止される予定で、燃費に応じた新税導入も先送りでしょう。

一方で、増税に合わせて実施予定だった老後の年金の受給資格期間を十年に短縮する制度は、増税に先行して来年度から実施できるように準備すると、首相が表明。今後の進展を見守りましょう。

道内最低賃金引き上げ 労働者「生活苦しいまま」 企業側「コスト削減限界」

北海道新聞 2016年7月28日

給与明細を見つめるパート清掃員の女性。最低賃金水準のため収入は12万円ほどだ



厚生労働相の諮問機関の小委員会が、2016年度の北海道の最低賃金（時給）引き上げの目安を22円と決めたことで、実現すれば道内の最低賃金は786円になる。ただ、1日8時間、週5日働いても年収160万円ほどにしかならず、非正規労働者の生活は「苦しいまま」。一方、中小企業側は賃上げが経営の重荷になると不安を募らせる。

「時給が少し上がっても大変な状況は変わらない。子どもと食べていくので精いっぱい」。札幌市内の清掃会社で働くパート従業員女性（66）の時給は780円。休憩時間を含め1日10時間、週5日働いても手取りは月12万円ほどだ。

夫と死別し、病気療養中の30代の息子を養う。年金も月7万円受給するが、家賃、食費、生活費を賄うためにできた借金の返済に消えていく。歯の調子が悪くても病院に行けず、何本も抜けた。変色した服を着続け、「もっといい生活がしたい」と漏らす。

最低賃金水準で働く人が多い非正規労働者は全国的に増加傾向だ。総務省によると、道内の非正規の割合は全国平均より3・2ポイント高い40・6%（15年）。道労連は、健康で文化的な生活を送るのに必要な費用を、札幌の25歳単身者で月約22万円（税引き前）と試算する。1日8時間、週5日働く場合、時給1300円近くが必要となる計算だ。

調査に協力した静岡県立大短大部の中沢秀一准教授（社会保障論）は、道内の22円引き上げについて「人間らしい生活を営むには低すぎる」と指摘した上で、「東京や大阪の25円より少なく、地域間格差が広がりかねない」と懸念する。

企業側も頭を痛める。弁当チェーン「ベントス」を展開するアイチフーズ（札幌）は、約160人のパート、アルバイトの時給を最低賃金改定に合わせて見直すと、人件費が最大で年間240万円膨らむ。野沢健取締役（37）は「収益を圧迫する」と苦渋の表情だ。

29日からは北海道地方最低賃金審議会での議論が始まり、8月中に改定額が決まる見通し。実現すれば13年連続の引き上げとなる。

社説 最低賃金上げ 生活できる額だろうか

中日新聞 2016年7月28日

二〇一六年度の最低賃金（時給）の目安が全国平均で二十四円引き上げられることが決まった。上げ幅は首相が目指す「3%」と政権の意向に沿い過去最大だが、生活できる賃金水準にはまだ遠い。

最低賃金は労働者の生活安定のため、国が定める一時間あたりの賃金の最低額だ。アルバイト、パートなど非正規含め原則、すべての労働者に適用される。

最低賃金すれすれで働く人は非正規労働者に多く、厚生労働省によると全国で四百万人以上という。最低賃金引き上げは働く貧困層の生活底上げに直結し、格差を是正するためにも有効だ。

毎年一回、労使代表が入る厚労省の審議会で議論し目安額を示す。これを基に地方の審議会が都道府県ごとの最低賃金を決める。

最低賃金が目安通り改定されれば全国平均は八百二十二円となり、すべての地域で七百万円以上になる。引き上げ額、率ともに現行方式になった〇二年度以降最大だ。

政府の「一億総活躍プラン」には、最低賃金を年率3%程度をめどとし全国平均千円を目指すことが盛り込まれた。安倍晋三首相は参院選後、「3%の引き上げに向け最大限の努

力を」と関係閣僚に指示した。

とはいえ、日本の最低賃金は欧州などと比べて低い。経済協力開発機構（OECD）の統計によると日本の最低賃金は、欧州諸国と比べ実質六～七割程度にとどまっている。

審議会で労働組合側は六年前に閣議決定された「早期に全国最低八百円、（二〇年までに）全国平均千円」を実現するべく、五十円程度の引き上げを主張していた。

連合の一三年の調査によると、最低限の生活を営むのに必要な賃金水準は、全国平均で時給九百三十三円。最も高い東京は同千九十円だった。現在の水準はこれを大きく下回る。最低の鳥取、高知、宮崎、沖縄の四県の月収はフルタイムで働いても十二万円余だ。

依然として、地域間の格差も大きい。最高と最低の差は二百円以上。都市部への人口集中を食い止めるには、賃金格差の是正は欠かせない。

一世帯当たりの所得中央値は一九九八年をピークに年間百万円以上、下がっている。民間給与実態調査によると、年収二百万円以下のワーキングプアは一千万人を超える。これでは消費も伸びようがない。

働きがいのある賃金水準を早期に実現してほしい。

社説：最低賃金上げ 継続できる環境作りを 朝日新聞 2016年7月28日

安倍首相が時給1千円の目標を掲げた最低賃金について、厚生労働省の審議会が今年度の引き上げ額の目安をまとめた。

全国平均では今の時給798円から3%、24円の引き上げで、実施されれば822円になる。比較できる2002年度以降では最大の引き上げ幅で、初めて800円を超える。

この目安をもとに、各都道府県の審議会が10月ごろまでに具体的な額を決める。目安の着実な実現を目指してほしい。

政権は「1億総活躍プラン」で、時給1千円に向けて最低賃金を毎年3%程度ずつ引き上げることをつたった。その1年目の今年度は約束を何とか果たしたかこうだ。

だが、過去最大の引き上げとはいえ、今のペースでは時給1千円を超えるのにあと7年もかかる。日本の最低賃金は国際的にも見劣りする水準にあることを忘れてはならない。

大事なのは、この引き上げを1年限りで終わらせることなく続けていくことだ。そのためには、企業が賃金をしっかり支払える環境を整えていくことが不可欠である。

大企業は利益をため込んでいる例も多く、もっと賃金に振り向けてほしい。問題は経営環境が厳しい中小・零細企業だ。

政府が近くまとめる経済対策では、賃上げをした事業者への補助金の拡充も検討されているようだが、経営体力をもっと強めなければ本質的な解決にはならない。

付加価値の高いサービスやものづくりを後押しし、生産性を向上させる。大企業と下請け企業の取引条件を改善する。長年の懸案であるこれらの課題に実効性のある対策を打ち出せないままでは、中小・零細企業は先細りになるばかりだ。

人手不足が深刻な介護や保育の現場では賃金の低さが問題になっているが、待遇を改善するにはより多くの税金や保険料を投入することが必要だろう。

最低賃金の引き上げの目安は地域によって四つのランクに分かれている。もっとも高い東京は25円の引き上げで時給が932円になる計算だが、最も低いランクの沖縄などでは21円のアップで714円にとどまる。こうした地域間の格差をどう考えるのか。目安のあり方自体も議論すべきテーマである。

今や働く人の4割近くが非正規雇用だ。パートで働く人には、家計の補助のためではなくその収入で生計を立てている人も少なくない。最低賃金の底上げは待ったなしであることを忘れてはならない。

社説：生産性と最低賃金の引き上げを一体で 日本経済新聞 2016年7月28日

働けば少なくともこの金額はもらえるという最低賃金の引き上げ幅が、2016年度は過去最大となる。厚生労働省の中央最低賃金審議会は、都道府県ごとに定められる最低賃金を平均で時間あたり24円引き上げ、822円とする目安を決めた。

最低賃金の引き上げは非正規社員の待遇を改善する効果がある。個人消費の刺激にもつながる。半面、中小企業の経営を圧迫するのも事実だ。政府は規制改革などで企業の生産性向上を後押ししていく必要がある。

安倍政権は時給1000円をめざして最低賃金を毎年度3%程度引き上げる方針を掲げる。今年度は3%が24円に相当し、これにちょうど沿う形となった。最低賃金が時給で示されるようになった02年度以降で最も高い上げ幅となり、初めて20円台に乗った。

日本の最低賃金の水準は先進諸国のなかで低い。経済協力開発機構(OECD)によると、フランスやドイツの6割程度にとどまっている。女性や高齢者の就労意欲を引き出すためにも最低賃金の引き上げが求められる。

ただし最低賃金の上昇は、企業の生産性の向上と相まって進むことが重要だ。人件費負担の重さが雇用削減を招くような事態は防がなければならない。

12年12月の第2次安倍政権発足後、最低賃金の上げ幅は今年度で計70円を超える。継続的に賃金を引き上げていけるよう、企業が収益力を高めることが欠かせない。

賃上げに努める中小企業の人件費負担を和らげる補助金が政府で検討されているが、企業の競争力向上にはつながらない。

政府が力を入れるべきは、企業の事業構造改革を進めやすくする環境整備である。医療や環境・エネルギー関連など、成長分野への進出を促す規制改革にもっと積極的に取り組むべきだ。

サービス業の生産性を高めるためのIT(情報技術)投資などへの支援も要る。働く人の能力開発を後押しするために職業訓練の充実も大事になる。企業自身も低賃金の労働力に頼らず利益を生めるよう、経営改革に注力する必要があるのはもちろんだ。

中小企業の収益力向上には、下請け企業への過度な値下げ要求を監視する必要もある。独占禁止法が禁じている「優越的地位の乱用」などの取り締まりの強化も政府に求めたい。

社説：最低賃金引き上げ／地域間格差の是正も必要だ 河北新報 2016年7月28日

中央最低賃金審議会の小委員会が本年度の地域別最低賃金に関し、全国平均の時給で24円引き上げるとの目安を決めた。時給822円になる。

審議会はきょう、厚生労働相に答申。目安を基に各地方審議会在、都道府県ごとに新しい賃金額を決定していく。

24円の増額は過去最大、伸び率にして3%になる。安倍政権が個人消費の喚起と、働く人の約4割を占める非正規労働者の待遇改善を狙い、1億総活躍プランに盛り込んだ「年率3%程度」の引き上げ目標を実現した形だ。

今春闘の賃上げ率(2%超)を上回る水準で、非正規労働者らの賃金の底上げにはつながろう。だが、月額にすれば12万、13万円程度とみられ、生活を安定的に維持するには、依然として厳しい。

総活躍プランが掲げる「時給千円」を実現するには、毎年3%ずつ引き上げたとしても、あと7年程度はかかる。

中小企業に対する支援を強化しつつ、その欧州並みの水準を早期に実現するため、道筋を描き直す必要があるのではないか。そうしなければ、賃金水準の底上げによる個人消費の回復という安倍政権が目指す「経済の好循環」は、望むべくもあるまい。

今回の改定を巡り、労使代表による審議に色濃く反映したのは政府の強い意向だ。

当初、使用者委員は世界経済の先行き不安などから大幅アップに難色を示していた。しかし、参院選での与党大勝を背景に、安倍晋三首相が3%引き上げへの努力を関係閣僚に指示するに及び「白旗」を掲げざるを得なかった。

だが、このことは労使代表による民主的決定プロセスに政府が介入したと言え、今後とも年3%の引き上げを強引に進めるなら、審議会の形骸化を招きかねない。そうしたことがあってはならない。

政府はむしろ引き上げの環境整備に努めるべきだ。必要なのは、人件費増で経営が圧迫される中小・零細企業に対し支援を手厚くすることだ。

非正規労働者らの賃金を大幅に上げた企業に対する助成金の拡充に加え、大手による不利な取引条件の改善にも努めたい。雇用を維持するため何よりも実効ある生産性向上の支援策を整えるべきだ。

今回の改定では、経済規模に応じ4ランクに分けた各地の上げ幅の目安を21~25円とした。上げ幅の差は前年度の3円から4円に広がった。

目安通りに引き上げられれば最も高い東京は時給932円（上げ幅25円）になる。東北各県のランクは低位で最高の宮城でも748円（22円）、最も低い北東北3県は716円（21円）となり、東京を含め第1ランクである首都圏との賃金格差はまた広がる。

これでは、若者の首都圏流出、地方の人口減は止められまい。しかも非正規労働は質的に変化しており、地方でもパートを含む「家計補助型」以上に、中年フリーターやシングルマザーといった「家計自立型」が増えている。

最低賃金が果たす役割は格差を強いられてきた地方でより重くなってきたといえる。現行のランク分け決定方式の見直しを含め、地域間格差是正に向けた論議が不可欠だ。

社説：最低賃金／引き上げで待遇改善を

神戸新聞 2016年7月28日

本年度の最低賃金を全国平均の時給で24円引き上げ822円とする目安を、中央最低賃金審議会の小委員会が決めた。

上げ幅は前年度比3%の伸びに相当し、2002年度に時給で示す現行方式となって以降最大となる。

政府は「1億総活躍プラン」などで、「年率3%程度」の引き上げ目標を掲げ、安倍晋三首相も最低賃金の3%引き上げに繰り返し言及してきた。こうした政府の意向に沿った形で決着した。

最低賃金の引き上げは、パートなど非正規雇用の賃金の底上げにつながる。実質賃金は5年連続でマイナスとなり、個人消費が伸び悩む要因となっている。消費を喚起し景気回復を後押しするためにも、賃上げを着実に実行すべきだ。

最低賃金は都道府県ごとに決められる。小委員会は経済規模などに応じ、東京などAの25円から青森などDの21円まで、4ランクに分けて上げ幅の目安を示した。兵庫はBの24円となる。目安通りに引き上げれば全ての都道府県で最低賃金は時給700円以上になる。

一方で、大幅な引き上げは、企業の人件費を上昇させ経営を圧迫しかねない。特に中小企業や零細企業、地場産業に与える影響は大きい。小委員会の審議でも、労働側が大幅増や地域間格差の解消を主張したのに対し、経営側は大幅増に難色を示していた。政府は賃上げの旗を振るだけでなく、中小企業の実業性向上への支援などが欠かせない。

連合の調査では、今春闘の平均賃上げ率は2%程度だった。今回の最低賃金の上げ幅3%はそれを上回る。正規と非正規の賃金格差が縮小したことは評価できるが、処遇の格差は依然として大きい。

運輸会社の契約社員が正社員との賃金体系の格差是正を求めた訴訟で、大阪高裁は正社員だけに支給される手当の一部は違法として、会社側に支払いを命じた。企業は他山の石とし、雇用条件を見直すべきだ。

ただ労働条件が同一かどうかに関しては、異動や出向がある正社員の地位は契約社員と異なるとの判断を示した。日本的雇用慣行の下、待遇の差をある程度容認したと言える。

政府が進める「同一労働同一賃金」の実現には、非正規の待遇改善が課題となる。雇用

慣行の見直しを含め、幅広い論議が求められる。

社説：最低賃金 抜本的な引き上げ策を

京都新聞 2016年07月28日

全ての労働者に適用される賃金の下限額「最低賃金」について、国の審議会は全国平均の時給で24円引き上げ、822円とする目安をまとめた。

5年連続の2桁増で、時給で示す現行方式となった2002年度以降で最大の上げ幅だった15年度の18円を上回った。パートなど非正社員は最低賃金近くで働く人も多く、引き上げは幅広く波及する。

景気浮揚につなげたい政府の意向を反映した形だが、目標に据える千円にはほど遠く、働く人の暮らしの底上げには不十分だ。負担が増す中小企業への支援策を含め、さらなる引き上げへの手だてと道筋を示すことが必要だ。

最低賃金は国の目安を参考に都道府県ごとに定め、下回る企業には罰則が科される。中央最低賃金審議会の小委員会がまとめた目安は、経済規模などに応じ21～25円の4段階の上げ幅とした。京都、滋賀は24円で、目安通りなら京都831円、滋賀788円となる。

経営側は大幅増に難色を示したが、安倍晋三首相が「1億総活躍プラン」に盛り込んだ3%引き上げに沿う内容で決着した。連合や経団連の調査では今春闘の賃上げは定期昇給を含め平均2%超で、それを上回る格好だ。

だが、フルタイムで働いても月収は14万円程度。賃金格差は大きいままで、労働意欲や生活の向上は望みにくい。近年の増額も物価の上昇に追い付かず、暮らしの実感に近い実質賃金は4年連続で目減りしているのが現実だ。

最低賃金引き上げは低所得層にじかに届き、低迷する消費底上げの鍵とされる。政府は20年ごろまでに平均千円を掲げ、参院選で与野党とも千円以上と訴えたが、多少の上積みではとても届かない。

さらに今回、最高額の東京と最も低い鳥取、沖縄など4県との差は218円まで開き、地方創生の看板と裏腹に広がる一方だ。地方を底上げし、引き上げを加速する抜本的な方策が求められる。

それには負担増を懸念する中小企業への後押しが重要だ。政府は、人件費増の一部を補助するなど支援強化を経済対策に盛り込む方向だが、継続的な賃上げには生産性を高める投資支援や下請け価格の適正化、正社員登用の促進策など、政策の総動員が必要だろう。

人手不足が強まる中、待遇改善は企業、地域の活力を左右する課題だ。最低賃金を決定する都道府県の審議会は、地域活性化を見据え、国の目安を上回る積極的な引き上げを検討してほしい。

社説：給付型奨学金 学ぶ意欲を応援したい

秋田魁新報 2016年7月28日

経済的な事情で大学などに進学できない若者を減らそうと、文部科学省は返す必要のない給付型奨学金の創設に向けた検討を始めた。年内に議論を取りまとめ、2018年度の入学者から制度の導入を目指している。

家庭の困窮が進学に影響することがないよう、学ぶ意欲のある子どもたちの就学機会を広げる奨学金の役割は重要だ。進学の道を断たれたことが就職などにも影響する「貧困の連鎖」が問題化しており、その連鎖を断ち切る効果も期待される。

特に、将来の返還負担を懸念し、奨学金の借り入れ自体を諦めることがないよう、給付型の必要性が指摘されている。参院選では与野党とも給付型の創設を公約に掲げており、多くの若者が利用できるよう充実した制度をつくってほしい。

従来の奨学金は貸し付け型が一般的で卒業後に返還する必要がある。だが、就職してすぐの時期は収入が少なかったり、非正規雇用で収入が安定しなかったりして返還が滞るケ

ースが少なくない。独立行政法人日本学生支援機構によると、14年度末時点で返還義務がある362万5千人のうち、17万3千人が3カ月以上延滞していた。

同機構が抽出調査で延滞が続く理由（複数回答）を尋ねたところ、半数以上が「本人の低所得」と回答し、「親の経済困窮」も4割に上った。

国の12年の調査では、18歳未満の子どもの6人に1人が所得が平均世帯の半分未満の貧困世帯で暮らしている。そうした子どもたちに教育を受ける機会を保障し、将来の選択肢を広げられるようにすることが急務だ。

給付型創設には財源確保が課題だが、政府は17年度予算に1億総活躍プランなど約4兆円の特別枠を設ける方針で、これに給付型も含まれる見通しだ。

日本財団が貧困世帯の子どものうち15歳の約18万人について試算したところ、進学率が全世帯平均並みに改善した場合、生涯所得は約3兆円増え、税金や社会保障費の負担能力が約1兆円分向上するとの結果が出た。

政府は給付型創設をはじめとする子どもの貧困対策を、未来への投資と捉え充実させるべきだ。無利子、有利子と2種類ある同機構の貸し付け型奨学金も、若者の負担軽減のため無利子にシフトさせる必要がある。

県信用組合（秋田市）は本年度、県内の一人親家庭の高校生向けに年額10万円の給付型奨学金を創設した。募集30人に対し191人から応募があり抽選で対象を決めたといい、県内の切実な状況を反映した形だ。

給付型とは別に県は来年度、県内に就職する新卒者らの奨学金返還を最大3年間支援する制度をスタートさせる。若者の県内定着を促すのが目的だが、最も大変な返還初期の負担を軽減する効果がある。国、県、市町村がさまざまなメニューを用意することで、一人でも多くの若者の進学を望みたい。

三田の社会福祉法人が国税不服審に審査請求 源泉徴収漏れ指摘で 追徴額は重加含め2500万円

産経新聞 2016年7月28日

兵庫県三田市の社会福祉法人「三翠（さんすい）会」の前理事長の夫である元常務理事らが法人から横領した資金をめぐる、大阪国税局が所得税の源泉徴収漏れを法人に指摘した問題で、三翠会は27日、追徴課税を不服として大阪国税不服審判所に直接審査請求をしたと明らかにした。請求は20日付。

国税局は高齢者住宅の建設工事をめぐって不正流用された2億円超の資金のうち、平成24年3月に法人の口座から無断で引き出された約5300万円については元常務理事への賞与にあたりと認定。法人に対し重加算税などを含め2500万円の源泉所得税を追徴課税した。

これに対し法人は、第三者委員会の調査報告書は元常務理事が法人の口座から約5300万円を引き出したのは21年6月～22年3月と結論づけており、税務調査がさかのぼれる5年の時効が経過していると主張。国税局が指摘した24年3月の引き出しは、元常務理事が21年6月～22年3月の横領分を穴埋めするため、定期預金から普通預金へ同額を移し替えただけだと反論している。

法人は資金繰りの逼迫（ひっぱく）で納税できないため、徴収猶予も同時に申し立てた。月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も



大阪市天王寺区生玉前町5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行